

令和5年11月27日

関係各位

始良市長 湯元 敏浩

回答書

始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託プロポーザルに係る企画提案に関する質問書について、次のとおり回答します。

番号	質問事項	回答
1	【プレゼンテーションについて】 二次審査で、企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うとなっているが、提出した書類以外の資料を使用することは可能か。	資料については、提出された企画提案書を基本とします。 提案書等を簡潔にまとめたスクリーン投影用資料等の配布は認めますが、提案書等に記載のない内容が含まれる資料の配布は認めません。
2	【参考見積書について】 見積書の金額は決定金額ではなく、参考価格でいいのか。	見積書は、参考価格として提出いただきますが、価格の変更については、特別な事情があると認めた場合に限りです。最終的には、決定した事業者と市との協議で契約額を決定いたします。
3	【事業実施計画について】 利用予約受付について、一時預かりの予約システムと子ども館のホームページとをリンクさせることは、可能か。また、接続費用はどうなるのか。	子ども館のホームページ内で、一時預かり事業の紹介ページを設定しますので、そこから予約システムへリンクできるように設定します。 事業に関する掲載内容については、費用は発生しません。

4	<p>【収支計画について】 収支計画書に利用料は入れるのか。</p>	<p>利用料については、市の収入として取り扱うことから収支計画に算定する必要はありません。</p>
5	<p>【収支計画について】 不足時の予備の「おむつ・着替え・タオル等」の費用はどのような処理をすればいいか。(利用者負担はあるか。)</p>	<p>基本的には、利用者に準備していただくものですので、不測の時のために準備をしていただきたいと思います。利用者へ負担を求めるか否かについては、事業者でご判断ください。</p>

【事務局】

始良市役所 保健福祉部 子どもみらい課
 TEL : 0995-66-3248 FAX:0995-65-6964
 E-mail : Jifuku@city.aira.lg.jp

※本件に関する再質問は受け付けません。
 また、電話等での個別の回答もいたしません。